

群馬大学医学部附属病院H I V感染症診療従事者研修規程

平成 16. 4. 1 制 定

改 正 平成 17. 4. 1 平成 25. 4. 1

平成 26. 4. 1 平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、H I V感染症患者が身近な病院で診療を受けることが可能となることを目的として、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において地域医療機関の医師、歯科医師及び看護師等医療技術者に対して行うH I V感染症診療従事者研修（以下「研修」という。）に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「研修者」とは、第4条の規定による許可を受け、本院においてH I V感染症診療に関する研修を行う者をいう。

2 研修者となることのできる者は、医療機関の医師、歯科医師及び看護師等医療技術者とし、免許取得後2年以上を経過した者とする。

(申 請)

第3条 研修の許可を受けようとする者は、申請書（別紙様式第1号）に、履歴書（別紙様式第2号）及び所属長及び所属医師会会長若しくは歯科医師会会長の推薦書（別紙様式第3号）を添え、原則として研修開始の日の1月前までに、群馬大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

(許 可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、本院の診療業務に支障がないと認めたときは、当該診療科長の同意を得て、その受入れを許可することができる。

(登 録)

第5条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、H I V感染症診療研修者台帳（別紙様式第4号）に登録し、H I V感染症診療研修者登録証（別紙様式第5号）を交付するものとする。

(指導教員)

第6条 病院長は、教員の中から当該診療科長の推薦に基づいて、研修の指導教員を定める。

(研修期間及び研修日程)

第7条 研修期間は、原則として連続する5日間とする。ただし、必要と認める場合には、日数を変更することができる。

(研 修 料)

第8条 研修料は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 医師及び歯科医師 1日につき2,700円

(2) 看護師等医療技術者 1日につき1,296円

2 研修者として受入れを許可されたときは、研修期間に応じた研修料の全額を、研修開始前までに納入しなければならない。

3 病院長は、研修料を所定の期日までに納入しない者に対して、研修の許可を取り消すものとする。

4 既納の研修料は、返還しない。

(研修内容)

第9条 研修内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 医師・歯科医師

ア HIV感染症に関する講義、診療説明及びディスカッション

イ 病棟回診

ウ 外来でのHIV感染症診療

エ HIV感染者に対する検査

(2) 看護師

ア HIV感染症に関する講義

イ 病棟見学

ウ 患者に関する状況及び看護の説明

エ 受け持ち患者に対する対応

オ HIV感染症看護の実習（指導者と共に行う。）

(3) 看護師以外の医療技術者

ア HIV感染症に関する講義

イ 受け持ち患者に対する対応

ウ HIV感染者に対する検査

2 研修者は、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館長の許可を得て、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館を利用することができる。

(規則の遵守)

第10条 研修者は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第11条 病院長は、研修者が前条の規定に違反し、又は研修者としてふさわしくない行為があったときは、当該研修者の受入れ許可を取消することができる。

(診療報酬の帰属)

第12条 研修者が、診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、本院に帰属する。

(損害賠償等)

第13条 研修者は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第14条 研修の受入れに関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研修者の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長 殿

氏 名 印
性 別 男 ・ 女
生 年 月 日 年 月 日生

H I V 感染症診療研修申請書

貴院において、H I V 感染症診療に関する研修を受けたいので、必要書類を添え申請します。

なお、研修を許可された上は、貴大学のH I V 感染症診療従事者研修要項その他の諸規則を遵守し、指導教員の指示に従うことを誓約します。

記

1. 研 修 事 項

2. 研 修 目 的

3. 研 修 診 療 料

4. 研 修 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長 殿

推薦者

職 名

氏 名

職印

推 薦 書

氏 名		生年月日 性 別	年 月 日生 (男・女)
推薦理由			
記載責任者	印		

表

裏

群馬大学医学部附属病院
H I V 感染症診療研修者登録証

下記のとおり，群馬大学医学部附属病院
H I V 感染症診療研修者として登録したこ
とを証する。

記

登録番号 第 号
登録年月日 平成 年 月 日
氏 名
生年月日 年 月 日生
研修診療科
指導教員
研修期間 平成 年 月 日 ～
平成 年 月 日

平成 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長

印

1. この登録証は，群馬大学医学部附属
病院において研修を行う場合は必ず携
帯し，本学職員から請求があった場合
は呈示しなければならない。
2. この登録証は，他人に貸与し，又は
譲渡することはできない。
3. この登録証を紛失したときは，直ち
に病院長に届け出なければならない。
4. この登録証は，この登録証に記載の
研修期間が満了したとき，又は辞退等
により資格を失ったときは，直ちに病
院長に返付しなければならない。

